

○東松山市保育園災害補償規則

昭和57年4月1日

規則第12号

改正 昭和57年8月13日規則第19号

平成7年10月1日規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険の加入に伴い、市が設置する保育園の管理下にある者が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合及び後遺障害を生じた場合の補償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「保育園」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく保育園をいう。

2 この規則において「保育園の管理下」とは、日本学校健康会の規定に準拠し、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 保育園の保育を受けているとき。
- (2) 保育園の保育計画に基づいて行われる園外保育を受けているとき。
- (3) 休憩時間中に保育園にいるときその他園長の指示又は承認に基づいて保育園にいるとき。
- (4) 通常の経路及び方法により通園するとき（住居と保育園外において、第1号の保育若しくは第2号の園外保育が行われる場所又は当該場所以外において集合若しくは解散する場所との間を合理的な経路及び方法により往復するときを含む。）。

(補償対象者)

第3条 市は、自己が設置する保育園の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合及び後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じた場合に当該保育園の管理下にある者（以

下「被災者」という。)又はその者の相続人に対し、この規則に従い補償を行うものとする。

2 前項の「傷害」には、次の各号に掲げるものを含むものとする。

(1) 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)

(2) 日射又は熱射による身体の傷害

(補償金額と補償基準)

第4条 市は、死亡した場合には、100万円を、後遺障害の場合には、後遺障害の程度によりスポーツ災害補償保険普通保険約款に定める額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由により、保育園の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害を生じた場合においては補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意

(2) この規則に基づき死亡給付金を受取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受けとるべき金額については、この限りでない。

(3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心喪失

(5) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りでない。

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故

(7) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故

(8) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生物

を含む。)の放射性、爆性その他有毒性若しくはこれらの特性による事故
又はこれらに随伴して生じた事故

(9) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(適用除外)

第6条 この規則は、次の各号に掲げるものには適用しない。

(1) 市の業務に従事中の市の使用人(市が市の公務遂行のため委嘱した者で、
公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。)

(2) 被災者が第3条の傷害を被り、その結果自動車損害賠償保険の適用を受
ける場合

(損害賠償の免責)

第7条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由につ
いては、その価格の限度において民法(明治29年法律第89号)又は国家
賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責めを免れる。

(準用規定)

第8条 この規則に定めていない事実については、「全国市長会学校災害賠償
補償保険特約書」、「スポーツ災害補償保険普通保険約款」及び「学校管理
下災害補償特約条項」の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年8月13日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年10月1日規則第31号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。